

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称： へきなんこども園	種別： 幼保連携型認定こども園	
代表者氏名： 水野 裕子	定員（利用人数）： 180名（195名）	
所在地： 愛知県碧南市松本町73		
TEL： 0566-41-7300		
ホームページ： http://hekinan-ecec.com		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日： 昭和45年 4月 1日		
経営法人・設置主体（法人名等）： 社会福祉法人へきなん乳幼児福祉会		
職員数	常勤職員： 27名	非常勤職員： 13名
専門職員	（園長） 1名	（保育補助） 1名
	（副園長） 1名	（調理員） 4名
	（主任） 1名	（事務） 1名
	（保育教諭） 31名	
施設・設備の概要	（居室数） 12室	（設備等） ホール・園庭・職員室
		保健室

③理念・基本方針

★理念

自由な中であって大人も子どももお互いが思いやりの中で調和の取れた世界にこの場を創り出す。そんな中で子どもたちがのびのびと育つことを願っています。

★基本方針

1人ひとり具体的に丁寧にかかわることにより最大の利益と最大の発達を保障し豊かな乳幼児期を過ごす。

④施設・事業所の特徴的な取組

この園にかかわる人が心地よいと感じられるように物的・人的環境を整え、結果として子どもの最善の利益が守られ・最大の発達を促すこと。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 5年10月 6日(契約日) ~ 令和 6年 6月 4日(評価確定日) 【令和 6年 1月22日(訪問調査日)】
受審回数 (前回の受審時期)	2 回 (平成30年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆「ユリアメソッド」の保育観

法人理事長を兼ねる園長は、本名(水野裕子)とは別に「ユリア」という通り名を持つ。著書やマスコミに登場するときは、「ユリア」である。園でも「ユリア先生」と呼ばれている。子どもの教育・保育の大前提に「子どもの権利擁護」があり、著書の中でも教育・保育に対する自らの熱い思いを語っている。その思いが「ユリアメソッド」としてまとめられ、ホームページ上でも「保育の話 by ユリア」のコーナーにコラムを掲載している。コラムでは、園や家庭での何気ない生活の一場面を切り取り、ユリアメソッドの精神に基づいて分かりやすく軽快に語られている。ホームページで紹介されているコラムの数は100に迫る。子育て中の親だけでなく、教育・保育に関わる者にとっても一読の価値がある。

◆家庭優先の事業運営

ワーク・ライフ・バランスへの配慮があり、家庭優先の事業運営を行っている。職員の持ち家推進や子育ての充実を後押しし、「今より楽しく生き生きと働ける職場」の実現を目指している。勤続年数の長い職員が多く、働きやすい職場づくりは着々と進んでいる。

◆子どもと地域を結ぶ「ご近所かわら版」

園の活動や取組みを地域に紹介するために、「ご近所かわら版」を発行しており、子どもたちが園周辺の家庭を訪問して配布している。「ご近所かわら版」は、コロナ禍においても中断することなく発行されてきた。

◆子どもの最善の利益の保障

子どもと職員が1対1で関わることを基本にした丁寧な保育を行っている。子どもの心の安定や年齢に応じた生活習慣の確立においても効果を挙げている。「生きていくうえでの心の根を育てる」という役割を理解した職員による、穏やかで温かい園生活で、子どもの心と体が育まれている。

◇改善を求められる点

◆事業計画のあり方

事業計画に、1年間を通して重点的に取り組む項目の設定がなく、また具体的な数値目標、到達点が見えていない。そのために、事業報告書の内容が希薄なものになっている。1年間の総括としての事業報告書において、職員の汗(努力、頑張り)を可視化するためにも、事業計画に重点的に取り組む項目や数値目標等を掲げて取り組むことが望まれる。

◆保護者の意見・要望の収集

現在は問題がないと感じていることも、無記名アンケートなどで問題が露出することもある。定期的なアンケートや保護者懇談会などで保護者の意見・要望を集め、それを基に満足度を測り、不満と思われることの解消につなげて、苦情やクレームになる前の段階で対処することを期待したい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

ありがとうございました。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	Ⓐ ・ b ・ c
<コメント> 園長（法人代表）の明確な教育・保育論があり、子どもを押さえつけない「自由」で「のびのび」とした支援が実践されている。園長の考えを理解した職員による教育・保育が展開され、子どもの姿から保護者も園の目指している教育・保育を感じ取っている。その証として、保護者アンケートの自由記述欄には、「自由」や「のびのび」の言葉があふれている。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	Ⓐ ・ b ・ c
<コメント> 園は市役所の近接地にあり、用事があればすぐに担当課を訪れることができ、市の担当者が園を直接訪問することもしばしばである。また、園長が関係団体（愛知県私立保育園連盟）の役員を務めることから、園運営に関する情報は的確に掴んでいる。		
I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	Ⓐ ・ b ・ c
<コメント> 「自由」や「のびのび」は、子どもだけでなく職員にもあてはまる。職員が、「今より楽しく生き生きと働ける職場」を目指し、処遇面を手厚くして家庭的にも安定した生活の実現を支援している。勤続年数の長い職員が多く、職員雇用は安定している。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a ・ Ⓑ ・ c
<コメント> 「へきなんこども園 中長期計画とビジョン」が策定されており、園の目指す方向性が示されている。ただ、年度ごとを区切った指標や具体的な到達点等は示されておらず、単年度の事業計画を作成する上での直接的な枠組みを示すものとはなっていない。		
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a ・ Ⓑ ・ c
<コメント> 中・長期計画としての「へきなんこども園 中長期計画とビジョン」と単年度の事業計画との関連は薄く、前年度の事業報告書での評価、反省を踏まえて次年度の事業計画を作成している。園として重点的に取り組む項目や具体的な到達目標の設定がなく、形骸化した事業計画となっている。		

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 事業計画の各項目を年度末に総括し、事業報告書を作成している。事業計画に数値目標の明示がないことから、期中の体系的な進捗確認（中間評価）は行われておらず、会議等を活用して都度見直しを行う方法で園運営を行っている。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	⑦ ・ b ・ c
<コメント> 事業の内容に拘らず、子どもの教育・保育一般について、保護者の興味や関心が高いと思われる事項を、ホームページの「保育の話 by ユリア」のコーナーでコラムとして掲載している。バックナンバーが揃っており、その数は100に近い。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	⑧ ・ b ・ c
<コメント> コロナ禍が、保育のあり方を考える良い機会となった。運動会や発表会、作品展、人形劇等は制限付きの実施であったが、コロナ感染症の5類移行後も、その良さを生かした「分散型」を残している部分もある。夏祭りを秋祭りに変更したことや食事参観を動画配信としたことも、保護者からは好評を得ている。年1回の自己評価は、「評価スケール」を使用して行われている。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	⑨ ・ b ・ c
<コメント> 「自由でのびのびとした保育」は、一見すると「手抜き保育」にも見えてしまう。しかし、その裏には確かな保育理論に裏打ちされた緻密な思考と行動がある。それらをすべて理解しての保育実践はたやすいことではないが、保育経験の長い職員も多く、先輩から後輩の職員へと脈々と受け継がれている。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	a · b · c	
<コメント> 園長は法人を代表する理事長でもある。園長としての職責は「運営規程」に記載があり、不在時の権限委任先は副園長である。自らの保育観（信条）を「ユリアメソッド」として確立させ、具体的な事例をコラムとしてホームページの「保育の話 by ユリア」のコーナーで紹介している。			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a · b · c	
<コメント> 県の私立保育園連盟の役員を務めることから、法改正等の情報は早く、かつ正確に把握することが可能である。市に新たな助成制度を具申して成案となるなど、幅広い活動をしている。社会保険に関する「年収の壁」の問題に関しても、関係する非正規の職員には分かりやすく伝えている。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	a · b · c	
<コメント> 子どもの権利を擁護することを大前提とした「ユリアメソッド」を確立させ、理論だけでなくこども園での事業の中で実現させている。カリスマ的な存在であることは事実であるが、上からの一方的な押し付けではなく、職員の自主性を認め、職員意見を尊重した園運営を行っている。夏祭りを秋祭りに変更したのも、職員の意見が契機となっている。			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	a · b · c	
<コメント> 職員にとって「今より楽しく生き生きと働ける職場」とするために、職員の協力体制の構築が必須と考えている。家庭を優先して考え、時間外勤務は基本的にゼロである。残業をしないために、行事の準備は職員が協力しあって前倒しで行っている。			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	a · b · c	
<コメント> 現在、職員の採用は園の主導で行われているが、将来的には本部機能を充実させて法人の一元的な人事管理の中で行うことを考えている。職員の安定的な雇用が継続しており、欠員が生じた際に採用活動を行っている。園長が個別に職員面談を行い、職員の就労意向を聞き取っている。			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a · b · c	
<コメント> 完全な年功序列の人事制度ではなく、人事考課による成果主義的な部分を取り入れた制度である。この人事考課制度は、能力効果や成績考課の比重は軽く、情意考課を重視する仕組みで構築されている。ただ、人事考課と連動する人事基準が明確に示されておらず、昇給、昇格、昇進等の人事基準の明確化、文書化が求められる。目標管理の取組みも、人事考課制度へのつながりが薄い。			

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>職員の安定雇用が継続しており、「今より楽しく生き生きと働ける職場」の実現を目指している。時間外勤務がほとんどなく、子育てや介護等の家庭の事情を優先的に考えてもらえることは、職員にとっての大きな安心感となっている。職員の持ち家推進や子育ての充実を通して家庭を支えることを、法人の使命として支援している。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a ・ ② ・ c
<p><コメント></p> <p>職員個々が目標を持って日々子どもに接しているが、職員育成のための体系的な目標管理制度は運用されていない。園長と職員との個人面談時に、口頭で職員一人ひとりに目標を設定して取り組んでいるが、様式を定めて計画的に取り組む、経過（進捗）や結果（成果）を記録として残すことが望ましい。職員育成のもう一つの柱である研修については、手厚く行われている。</p>		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	a ・ ③ ・ c
<p><コメント></p> <p>毎月、作業療法士を講師とした研修を組み、支援の現場での事例を検討する研修を行っている。各園から総勢15名ほどの職員が集まり、研修で得たことは各園で周知が図られる。理論と現場支援とをつなげるための意識教育は、園長が講師となって実施している。研修報告として、研修で得られたこと（所感）や研修後のアクションプランの記述を求めておらず、研修履修後の取組みに課題を残す。</p>		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	④ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>市の保育課が主催する外部研修、作業療法士を招聘しての毎月の事例検討の研修のほか、必要に応じて園長によるテーマ別研修（意識教育）がある。また、外部に向けて発信しているホームページのコラム「保育の話 by ユリア」を読み込むことによっても、大きな研修効果が得られている。</p>		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	⑤ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>今年度は、幼稚園コース、保育園コース併せて10数名の実習生を受け入れている。「実習生受入れマニュアル」はあるが、経験豊富なベテラン職員が揃っていることから、経験値を活かした実習となっている。特に、実習にあたっては、「実際の保育を学んで欲しい」との思いを込めて実習生と関わっている。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>ホームページを使って様々な情報を公開している。特に、園での子どもたちの様子は、Instagramでタイムリーに更新して掲載している。第三者評価も定期的に受審しており、今回が4回目である。苦情の受け付け、解決した内容等に関しても、事業報告書への記載に留まらず、ホームページ等を活用して公表することが望ましい。</p>		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	⑦ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>経理関係のルールが定められており、現金出納の決裁権は園長が有し、出納責任者には主任が選任されている。決裁権者と出納責任者の役割りを2者に分かち、内部牽制が働く仕組みを構築している。法人幹事による内部監査、直近の行政監査においても、大きな指摘、指導事項はない。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	① ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>コロナ禍によって従来通りの地域交流は出来ていないが、周辺家庭に配布する「ご近所かわら版」は、コロナの感染状況に関係なく継続して発行されている。周辺家庭20数軒には、子どもが一軒一軒を訪問して配っている。かつては、地域の独居高齢者を招いて食事会を行っていたが、コロナ禍によって中断しており、再開の是非を検討している。</p>			
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a ・ ② ・ c	
<p><コメント></p> <p>学校教育への協力として、市内の中学校5校から、福祉体験学習の学生の受入れを行っている。課題としては、ボランティア受入れのためのマニュアルを整備し、中学生以外のボランティアも積極的に受け入れることが望まれる。</p>			
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	③ ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>市役所が近接地にあるため、各種届け出や報告等、利便性に富んでいる。他に連携を図っている行政機関としては、保健センターや発達支援センター、児童相談所等がある。現時点では、児童相談所が関わる案件はないが、家庭での虐待等が疑われる場合には、市を通して児童相談所と連携する体制は構築されている。子どもの就学先の小学校5校、ボランティアとして受入れのある中学校5校とも連携している。</p>			
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	④ ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>併設されている子育て支援センターから、地域の福祉ニーズ（保育ニーズ）や地域の子育てに関する課題等の情報を取得している。子育て支援センターを利用する子どもの保護者から相談や質問を受けることもあり、福祉ニーズの把握につながっている。</p>			
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	⑤ ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>地域のニーズに応える形で開始されたプチ保育事業（一時保育）は、盛況を極めている。子どもたちが地域の家庭を訪問し、「ご近所かわら版」を配布している。地域を限定した取組みではないが、園長がホームページの「保育の話 by ユリア」のコーナーにコラムを掲載し、保育に関する啓蒙活動を行っている。育児に迷ったり、悩んだりしている母親にとっては、大きな助け舟になる。</p>			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	① ・ b ・ c
<コメント> 「人権チェックリスト」の結果を基に話し合いをしている。新年度初めに生活に関わることについて、確認を行い、園としての基本対応について考え直したり、思いを統一する機会を作っている。それにより、職員誰もが同じ対応をとることが可能となり、子どもが安心して過ごせるように心がけている。		
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	① ・ b ・ c
<コメント> プライバシー保護についての研修は入社時に行われており、「個人情報保護規程」に基づいて保育が行われている。乳児は基本的に1対1の関わりで排泄や着替えの対応を行い、幼児のプールの着替えなどはカーテンのある部屋を利用して行うなどの配慮をしている。		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	① ・ b ・ c
<コメント> ホームページやリーフレットで、園の情報を公開している。インスタグラムで給食の情報を提供し、食育にも関心を持ってもらえるような取組みをしている。見学希望者にはその都度対応しており、入園予定者には説明会が行われ、園の保育について詳細に説明をしている。		
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	① ・ b ・ c
<コメント> 保護者へは「重要事項説明書」で説明し、「園だより」や献立はアプリで知らせている。「入園のしおり」の、「持ち物」について、分かりにくいという意見があったため、写真で詳しく知らせるなどの工夫が見られる。外国籍の保護者へは、翻訳機や市の通訳に依頼するなどの方法で説明を丁寧に行っている。		
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a ・ ① ・ c
<コメント> 保育所（事業所）変更の場合の定めはあるが、文書化はされていない。園長はじめ事務作業を行う担当者が豊富な経験を有しており、手続き上で困ることはないが、文書化をして誰でも手順を知っておくことが望ましい。		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	a ・ ① ・ c
<コメント> 意見箱の設置はあるが、入っていることはほとんどない。現在実施していない保護者アンケートを、定期的実施することで保護者の隠された意見が聞ける可能性がある。懇談会や個別のアンケートなどをうまく活用し、保護者の意見を取り上げ、利用者の満足度を測り、それを保育へ活かしていくことを期待したい。		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a ・ ① ・ c
<コメント> 苦情解決の仕組みは文書で確認できた。日々のコミュニケーションを大切に、保護者へ情報を発信しているが、保護者アンケートの結果からは、満足できていないという意見もあった。個別懇談会も希望者のみとなっている。保護者の思いを汲み取り、早めに対処できるような意見の収集方法を検討されたい。		

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 保護者からの相談は主に担任が行っているが、園に関することは主任や園長が加わり、個室で話ができるよう配慮している。相談窓口は入園時に配付する「重要事項説明書」に記載され、入園時に説明している。また、玄関に掲示もある。しかし、職員へはそのことが伝わっていない様子であり、園内への周知に課題が残る。		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	㉔ ・ b ・ c
<コメント> 苦情解決の仕組みは整備されている。苦情の大きさにもよるが、すべて園長へ報告をすることになっている。職員への情報提供や共有は、朝礼や職員会議で行われている。また、話し合いが必要な事案に対しても、可能な限りその日のうちに対応するように心がけている。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	㉔ ・ b ・ c
<コメント> 「事故発生時対処要項」のマニュアルがあり、起こった事故は「事故対応記録」として記録されている。治癒に1ヶ月以上を要する事故に関しては、市の様式を使って報告している。1年ごとに事故の要因が分析され、監視する場所の確認などに利用されている。「緊急時の職員対応マニュアル」が整備され、各クラスに常備しており、いつでも確認ができる。		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 「危機発生時対処要項」が整備され、感染症に対しての内容は確認できた。しかし、責任者や安全確保体制は確認できなかった。今後整備が望まれる。感染症発生時は掲示で知らせている。また、保護者へは「園だより」や「保健だより」で季節に流行する病気について知らせている。予防策などの定期的な見直しが行われておらず、今後の課題である。		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	㉔ ・ b ・ c
<コメント> 「消防計画」が作成され、「避難確保計画」も整備されている。「安全点検書」の備蓄食料や危機時の備蓄品の確認が月に1回行われ、チェックも、月の当番職員が行っている。そうすることで、すべての職員の災害に対する意識が高まり、いざというときに必要なものの場所が分かることとなっている点は評価が高い。		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 「全体的な計画」を基に、月案、週案が丁寧に作成され、記録されている。保育の実施方法は口頭または先輩職員の指導と話し合いでの気づきで行われているため、マニュアルとしての整備はない。マニュアルの目的としては、保育の標準化の他に、新人職員の教育用としても重要性を持つ。今後は必要なマニュアルの整備を期待したい。		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	㉔ ・ b ・ c
<コメント> 「評価スケール」によって、自己評価が行われる。乳児と幼児クラスで分かれ、時間を取って結果を話し合い、保育の見直しをしている。少人数で意見を出し合うことで、意見を出しやすい仕組みとしている。定期的に見直しが行われていないという評価であったが、年に1度、年度末に行われているため、今後も続けていき、保育の質の向上を目指していただきたい。		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	㉗ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>「全体的な計画」に基づき、指導計画を作成し、月案、週案の作成、反省、見直しを行っている。個別指導計画を整備し、低年齢児は全員、障害のある子どもや加配保育士配置の必要な子どもには、3歳児以上も個別指導計画を作成している。作成したものは、園長、副園長が確認して指導をしている。</p>		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	a ・ ㉘ ・ c
<p><コメント></p> <p>指導計画は丁寧に作成され、内容は年度末と年度初めに申し送りをしている。ただ、私立園で異動もほとんどないため、内容の分かっている職員で確認できてしまうため、定期的な内容変更は行われていない。今後は、指導計画の見直しに関する手順を組織として定め、定期的に見直しを検討し、さらなる保育の質の向上に努められたい。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	a ・ ㉙ ・ c
<p><コメント></p> <p>保育実践の記録は決められたとおりに行われ、職員会議などで共有をしている。新人職員には、先輩職員の指導もあり、方法は統一している。しかし、職員の中では、「もっといい方法があるのではないか」という前向きな気持ちがある。記録方法や子どもの見方の勉強会を行うことで、職員自身の自信となり、次世代への記録指導にも自信をもって臨むことができる。検討されたい。</p>		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	㉚ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>記録の保管・保存・廃棄の規程があり、それに従って適切に保管されている。個人情報保護については、入社時に職員へ研修や教育が行われている。保護者へは入園時に詳細に説明し、同意の承諾書を受けている。</p>		

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>「全体的な計画」の中に、子ども園の理念、方針が明文化されている。作成には職員全員が関わり、年度末に評価をし、年度初めに変更点を見直し、協議の上作成している。地域の理解を得るため、「かわら版」として園の情報を発信し、理解を得られる努力をしている。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>「保育は暮らしそのものである」という園長の思いを受け、各保育室の環境を整えている。室温、湿度、換気、部屋の明るさはもちろんのこと、くつろげる場を2ヶ所以上作ることや、柔らかくゴロゴロできる場所を設定するなど、気持ちよく落ち着ける環境作りを力を入れている。</p>		
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>一人ひとりの子どもの個人差を十分に把握し、職員と子どもの1対1の関わりを大切にしている。必要な場所で、職員同士が助け合って保育を行う場面が随所に見られ、子どもが安心して心を預け、自己を発揮できるような関わりを基本とした保育を行っている。</p>		
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	保49	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>1対1で小さいうちから自己決定ができるような関わりをする事で、基本的な生活習慣が自然に身につくような保育を行っている。年齢ごとに、必要なことを丁寧に付き添って知らせていくことで、3歳児以降の生活習慣の確立につながるような保育を心掛けている。</p>		
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>主体的な活動を、子どもが1日のすべてにおいて行っている。自分で選ぶことを前提として保育を行うことで心を満たし、学びの時間を作ることで、予定された活動が楽しめるよう工夫した保育が展開されている。遊びの材料を様々に提供したり、場の規制が少ないことなど、子どもが自由に選べる環境が整っている。</p>		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>生後4ヶ月からの対象児すべてに、大人と1対1での対応を大切にされた保育を実践している。人見知りをする時期であるため、休みの対応職員を固定にして、安心して生活ができるよう心掛けている。食事も1対1対応で、食べたい量を聞きながら、自己決定を大切に保育を行っている。</p>		
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>基本的な生活習慣が身につくよう、1対1を基本に丁寧に関わっている。手の足りない時は職員同士で連携し、目の行き届かないところへ人が配置できるように動いている。1対1で、慌てることなく、考えさせながら丁寧に関わることで、子どもは満足し、自分でできることが増えていく保育を心掛けている。</p>		

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	① ・ b ・ c
<p><コメント> 3, 4歳児が縦割り保育を行っている。戸外では、5歳児も交えて一緒に過ごしている。自由度が高く、基本的に自主活動が主となっている。好きな遊びを楽しみ、自己決定をベースに過ごしている。その中で、学びの時間として、主活動を提案しながら参加できるように保育を進めている。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	① ・ b ・ c
<p><コメント> 障害のある子どもの個別指導計画が作成されている。市の様式で記録され、保護者へ計画を知らせ、同意を得ている。加配の必要な子どもには、定期的に面談を行い、個別指導計画を更新していく。共有すべきことは職員会議で知らせ、職員がみな同じ関わり方で対応できるようにしている。</p>		
A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	a ・ ① ・ c
<p><コメント> 長時間保育利用児が、園児の約半数を占める。どの部屋も同じように環境設定し、部屋が移動することでの心理的不安が無いようにしている。長時間保育については週案でねらいを記入し、保護者への連絡もiPadのアプリ内で全員が周知し、連絡できるようにしている。しかし、保護者アンケートでは、連絡が十分ではないという意見もあった。今後見直しを検討されたい。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	① ・ b ・ c
<p><コメント> 指導計画に小学校との連携について記載があり、小学校との各種連絡も、入学前の1年間で時期に応じて行っている。学校訪問が年2回程度あり、また、支援クラスを希望する保護者へは、見学に行くことへのサポートや、学校との連絡などを行い、スムーズに移行できるようにしている。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	① ・ b ・ c
<p><コメント> 入所時に健康状態の確認、その後1年ごとに保護者の確認で更新をしている。「保健管理マニュアル」や「健康管理マニュアル」に基づき、保健計画を立案して月ごとに保育内容に反映させている。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	① ・ b ・ c
<p><コメント> 内科健診を年に2回受け、歯科健診や歯科衛生士の歯磨き指導、歯科医師の保護者への研修等が行われている。健康に関する啓蒙活動も充実している。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	① ・ b ・ c
<p><コメント> アレルギーの対応マニュアルが整備されている。アレルギー児へは、医師の作成する「生活管理指導票」に基づき、除去食の提供が行われている。エピペンを預かるための講習を受け、いざというときに対応できるようにしている。年度の初めに申し送りを行い、旧担任と新任が情報を共有している。</p>		
A-1-(4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	① ・ b ・ c
<p><コメント> 食育計画があり、楽しく、食べたい量を選んで食事ができるようにしている。基本となるのは市の栄養士が作成した献立であるが、彩りを重視するため、メニューの検討会を丁寧に行っている。嗜好調査を基に、メニューを調理員と担当職員で検討し、子どもたちが楽しく食べられる食事を心掛けている。</p>		

A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	① ・ b ・ c
<コメント> 市の「大量調理衛生管理マニュアル」に従い、調理室で給食の調理を行い、提供している。週のうち数回の手作りおやつがあり、小麦粉からケーキを焼いたり、手の込んだおやつが提供される日もある。		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	① ・ b ・ c
<コメント> 子どもの発達や保育の意図について、園長がホームページ等で詳細に発信している。保護者への発信を職員へも伝え、同じ対応ができるように心がけている。職員会議で全員に周知し、会議に出られなかった職員は会議録を確認するなど、全員が周知できるようにしている。		
A-2-(2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	① ・ b ・ c
<コメント> 個人的に相談があると感じられる保護者へは、職員の側から積極的に声をかけるなど、常に保護者の様子や心理面を意識して見ている。発達についての相談は、必要に応じて行政の窓口を紹介するなどの対応をしている。支援の情報は職員会議で報告され、全員で共有している。		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	① ・ b ・ c
<コメント> 「児童虐待マニュアル」があり、身体測定等で体のあざや傷の有無などを確認している。家庭状況を把握し、心配な家庭の見守りをしている。自治体の作成したマニュアル等も確認しながら、虐待があった場合の対応や、虐待の定義等を学ぶ機会を作り、全員が同じ知識を持って見守る体制を整えている。		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a ・ ① ・ c
<コメント> 年度の終わりに自己評価を行い、園長と副園長の評価を得て人事考課が行われている。それが処遇(給与等)に反映されている。評価の基準が明確ではないため、個人の意見や見方に左右されないよう話し合いを行っているが、今後は評価基準を明確に定めることも計画されたい。		